

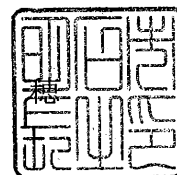
議案第1号

明 都 議 第 1 号

2022年(令和4年)10月5日

明石市都市計画審議会  
会長 安田 丑作 様

明石市長 泉 房



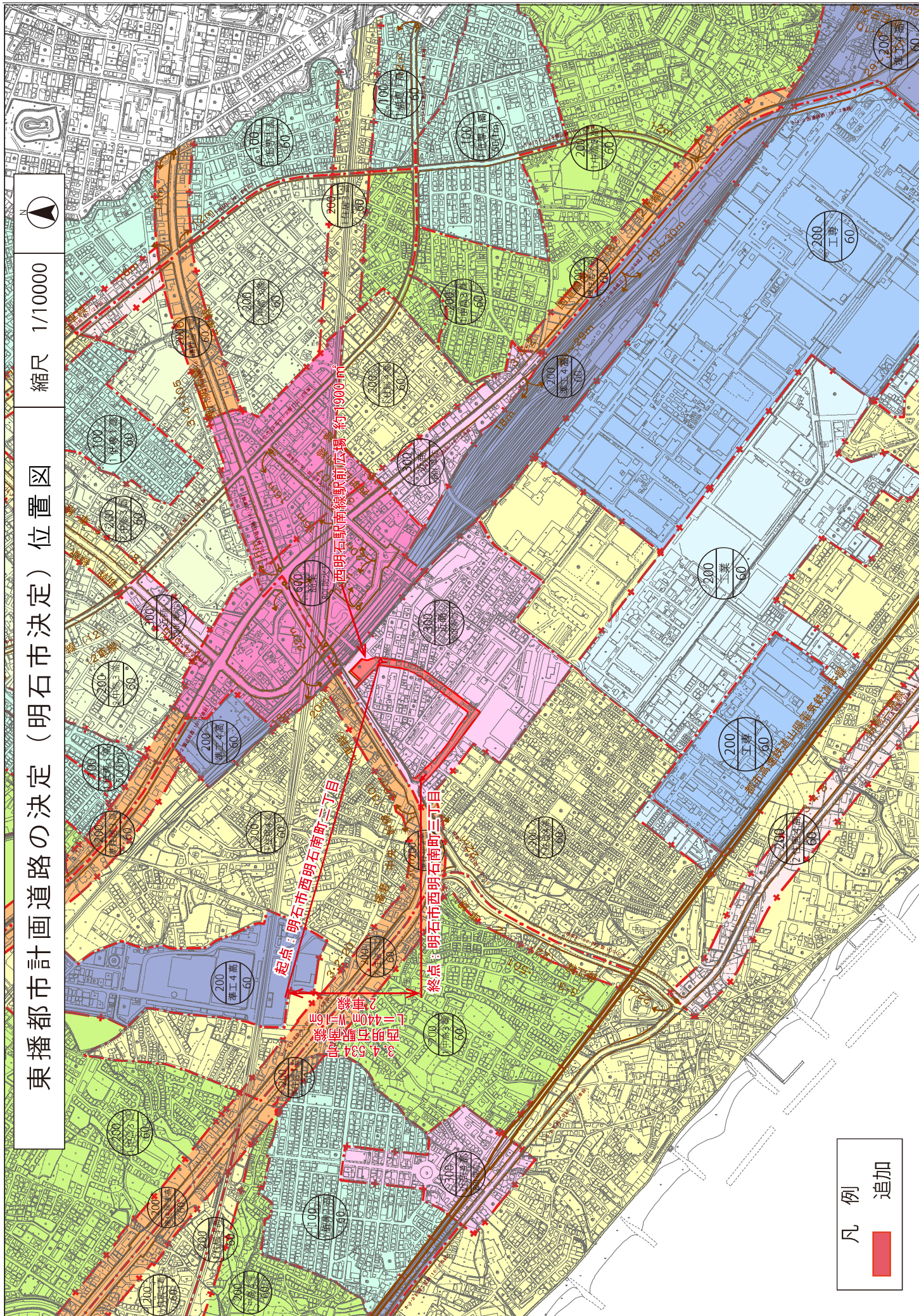
東播都市計画道路(3.4.534号西明石駅南線)の変更〔明石市決定〕

みだしのことについて、都市計画法第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、次のとおり審議会に付議します。



# 東播都市計画道路の決定（明石市決定）位置図

縮尺 1/10000



起点：明石市西明石南町三丁目

終点：明石市西明石南町三丁目

3,453.4地  
西明石南町  
1,440.1-1,515.7  
2車線

西明石駅南線駅前広場 約1900㎡

凡例  
追加



# 計 画 書

東播都市計画道路の変更 (明石市決定)

都市計画道路中 3. 4. 534 号西明石駅南線を次のように追加する。

種 別	名 称		位 置			延長	構造 形式	車線の 数	幅員	地表式の区 間における 鉄道等との 交差の構造	備考
	番号	路線名	起点	終点	主な 経過地						
幹 線 街 路	3. 4. 534	西明石 駅南線	明石市 西明石 南町二 丁目	明石市 西明石 南町三 丁目		約 440m	地表式	2 車線	16m		駅前広場 面積 約 1,900 m <sup>2</sup>
			なお、明石市西明石南町二丁目地内に西明石駅南線駅前広場を設ける。								

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

## 理 由

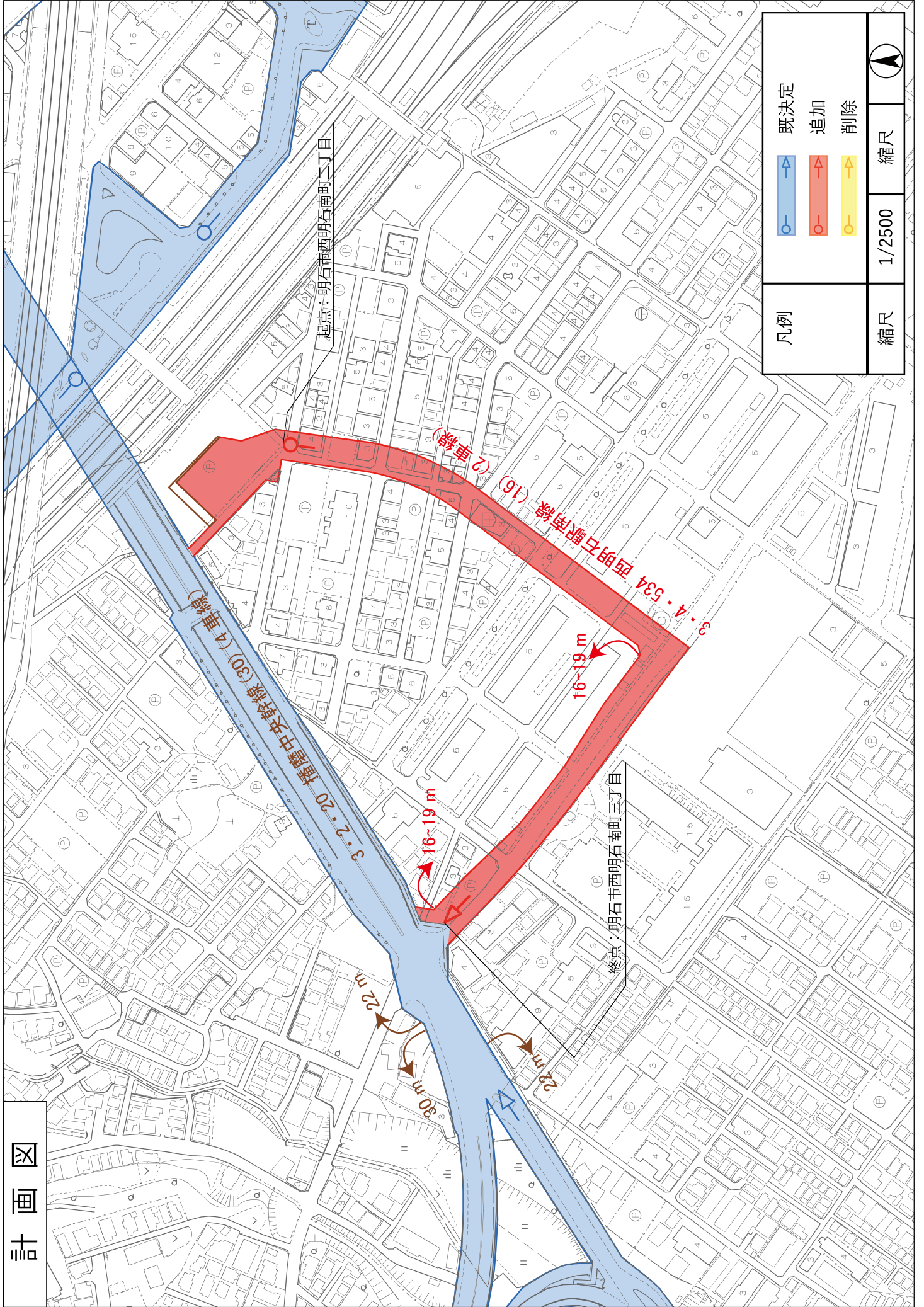
別添理由書のとおり

## 理 由 書

本市では、J R 西明石駅周辺を主要地域核として位置づけており、駅北側では土地区画整理事業など都市基盤整備による幹線道路ネットワークが形成されている。一方、駅南側は民間開発による住宅等の整備は進んでいるものの、都市計画道路ネットワークは形成されていないため、播磨中央幹線から J R 西日本が整備する新たな改札口までの延長約 440m の区間を幅員 16m の西明石駅南線として追加する。

また、駅周辺における交通の円滑化及び安全性の向上並びに駅南の交通結節機能の向上を図るため、面積約 1,900 m<sup>2</sup> の西明石駅南線駅前広場を追加する。さらに、駅前広場に隣接して面積約 190 m<sup>2</sup> の交通広場を立体的な範囲で位置づけ、土地の合理的かつ健全な高度利用を図りながら、安全で円滑な歩行者空間の充実を図る。

計画図



凡例	既定 追加 削除	縮尺 1/2500	縮尺 縮尺
----	----------------	--------------	----------





